

KKR

# 年金だより

平成29年5月発行

No.119

国家公務員共済組合連合会

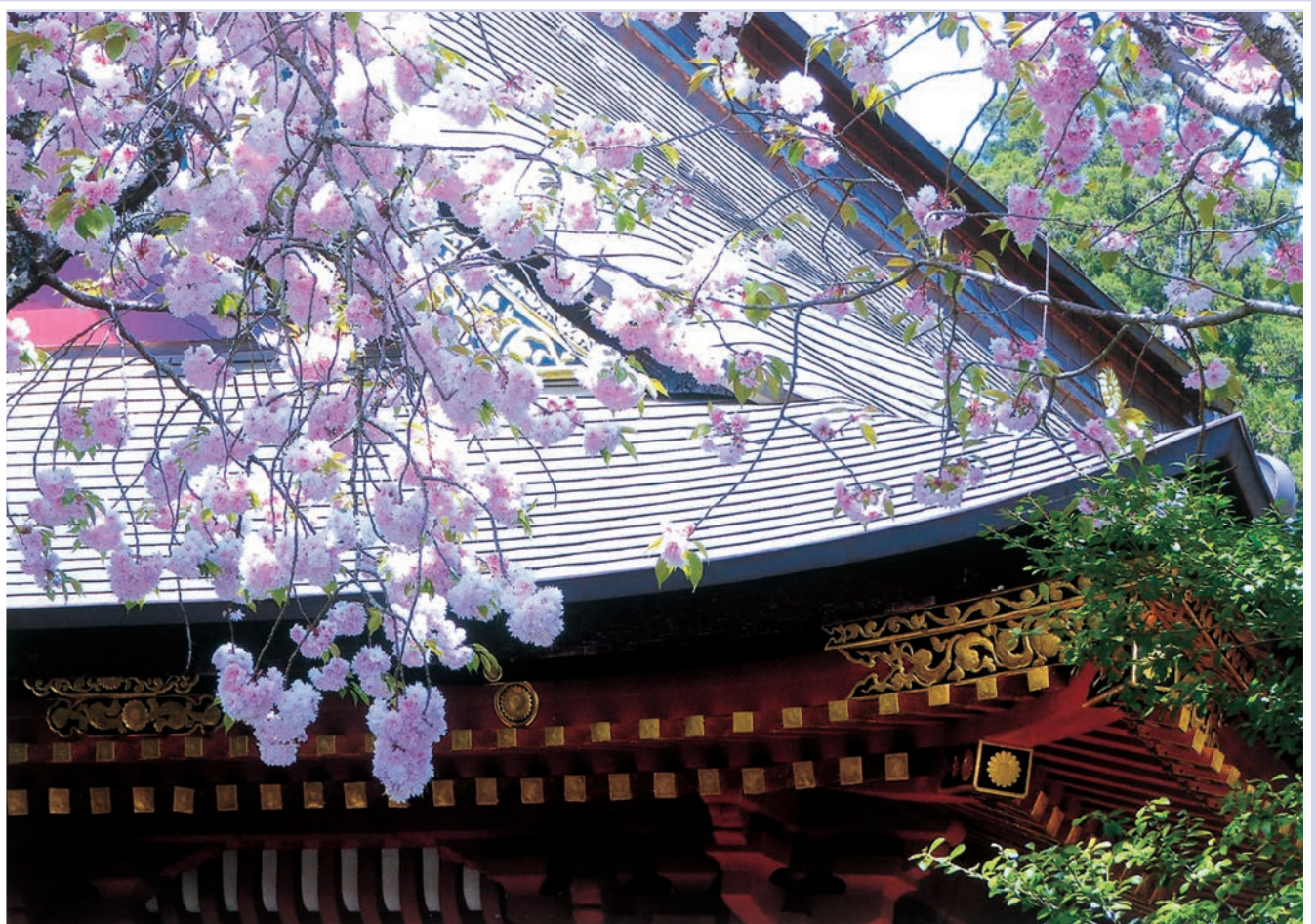
主  
な  
記  
事

## <重 要>

- 平成29年度 年金額の改定について ..... 2頁
- 在職支給停止の基準となる額の変更について
- 「KKR 年金相談ダイヤル」の開設について ..... 3頁

## <お知らせ>

- 「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」について ..... 4・5頁
- こんなときには届出を ..... 6頁
- 原稿・表紙写真の募集
- 全国年金相談会のご案内 ..... 7頁
- 読者のひろば、お問い合わせ先 ..... 8頁



「陸奥国一之宮の塩竈桜」 宮城県塩竈市

(宮城県) 長澤 黎子さん

# 平成29年度 年金額の改定について

## 1. 年金額の改定について

平成29年度の年金額は、平成28年度に比べて**0.1%の引下げ**となります。

なお、改定後の年金額は、本年6月定期支給期分（4月分、5月分）から適用されることとなります。

また、平成29年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

☆詳しくは、KKR ホームページ <http://www.kkr.or.jp/nenkin/zenpan/kaitei/index.html> をご覧ください。 [kkp年金額](#) [検索](#)

[ホーム](#) ▶ [厚生年金・退職等年金給付](#) ▶ [年金関係全般](#) ▶ [年金額改定](#) ▶ [年金額の改定（平成29年度）](#)

## 2. 改定後の年金額及び支払額等の通知について

平成29年度の年金額や支払額等については、6月中旬に「**年金額改定通知書**」と「**年金支払通知書**」によりお知らせします。

※ 通知書は一体の様式となっています。詳しくは、4、5頁をご覧ください。

## 在職支給停止の基準となる額の変更について

老齢厚生年金や退職共済年金を受けている方が、「厚生年金の被保険者等」となって働いているときは、「年金月額」（注1）と「賃金月額」（注2）の合計額に応じて年金の一部または全部が支給停止（これを「**在職支給停止**」といいます。）される場合があります。

平成29年4月から、この在職支給停止の基準となる額のうち、**65歳未満の「支給停止調整変更額**」と、**65歳以上の「支給停止調整額**」が、**47万円から46万円**に変更されました。

なお、65歳未満の「支給停止調整開始額」については、現行の28万円のまま、変更ありません。

また、年金支給額に変更があった場合は、「年金支給額変更通知書」によりお知らせしますので、届出は不要です。

（注1）年金月額とは、老齢厚生年金または退職共済年金の額（職域加算額、経過的加算額、経過的職域加算額および加給年金額を除きます。）の12分の1の額をいいます。

（注2）賃金月額とは、標準報酬月額と過去1年間の標準期末手当等の総額（公務員であった期間に支給された額も含みます。）の12分の1の額を合計した額をいいます。

### 在職支給停止の基準となる額の主な変更内容

○65歳未満の方（下線部分の「支給停止調整変更額」が変更になりました。）

年金月額が28万円以下で、賃金月額が**46万円**以下のとき

➔ 支給停止額 = (賃金月額 + 年金月額 - 28万円) × 1/2 × 12

年金月額が28万円以下で、賃金月額が**46万円**を超えるとき

➔ 支給停止額 = { (46万円 + 年金月額 - 28万円) × 1/2 + (賃金月額 - 46万円) } × 12

○65歳以上の方（下線部分の「支給停止調整額」が変更になりました。）

年金月額と賃金月額の合計額が**46万円**を超えるとき

➔ 支給停止額 = (賃金月額 + 年金月額 - 46万円) × 1/2 × 12

年金に関するお問い合わせの電話番号が変わります



## 「KKR年金相談ダイヤル」の開設について

平成29年6月5日(月)から、「KKR年金相談ダイヤル」を開設することとしました。

「KKR年金相談ダイヤル」では、皆さまからの年金に関する各種ご相談・お問い合わせに適切に対応するよう努めてまいります。

**「KKR 年金相談ダイヤル」**〔年金に関する各種ご相談  
お問い合わせ専用〕

0570-080-<sup>こころ (KKR)</sup>556 (ナビダイヤル)

0570におかけになれない場合（050で始まるお電話からの発信など）等

**03-3265-8155** (一般電話)

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分

- 土日祝日、年末年始はご利用できません。
- おかけ間違いのないようお願いします。

☆ ご相談・お問い合わせの際は、必ず「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」をお知らせください。

☆ 年金の定期支給日前後や月曜日の午前中など、電話がつながりにくくなる場合があります。

☆ ナビダイヤル（0570-080-556）におかけになる場合、ご利用の電話回線により通話料金が異なります。

☆ 一般電話（03-3265-8155）におかけになる場合、通常に通話料金がかかります。

☆ ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

# 「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」について

6月中旬にお届けする「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」は、下記の見本のとおりの様式となっており、それぞれの通知書には、次の内容が記載されています。

(各欄の見方は5頁をご覧ください。)

「年金額改定通知書」・・・平成29年4月からの年金額などを記載しています。

「年金支払通知書」・・・平成29年6月定期支給期からの支払額などを記載しています。

なお、今後も年金額や年金支給額が変更になった場合は、その都度、所定の通知書によりお知らせします。

## 「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の記載例

これは見本です。

年 金 額 改 定 通 知 書

平成29年6月〇〇日

平成29年4月以降の年金額について、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

ネンキン タロウ 様

基礎年金番号 1234-\*\*\*\*\*

国家公務員共済組合連合会理事長 印

年金の種類別	年金証書記号番号	期間	年金額	支給停止額	年金支給額	備考
老齢厚生年金	A-10-00-123456-7	平成29年4月から	1,252,500 円	0 円	1,252,500 円	
退職共済年金	A-11-00-123456-7	平成29年4月から	249,243 円	0 円	249,243 円	
遺族厚生年金	A-30-00-123456-7	平成29年4月から	882,250 円	882,250 円	0 円	併給調整
遺族共済年金	A-31-00-123456-7	平成29年4月から	175,567 円	175,567 円	0 円	併給調整
①			②		③	④

年 金 支 払 通 知 書

平成29年6月定期支給期から、下記の金額が支払われますのでお知らせします。

ネンキン タロウ 様

基礎年金番号 1234-\*\*\*\*\*

払渡金融機関 チヨダ クダン

平成29年6月定期支給期(平成29年6月15日)以降にお支払いする金額	250,290 円
-------------------------------------	-----------

内訳は以下のとおりです。

	課税の対象となる年金	非課税の年金	合計
⑤ 支払額	250,290 円		250,290 円
	内訳		
	老齢厚生年金 208,750 円		
	退職共済年金 41,540 円		
⑥ 介護保険料	0 円		0 円
⑦ 国保・後期高齢者保険料	0 円		0 円
⑧ 退職一時金返還額	0 円	0 円	0 円
⑨ 所得税額および復興特別所得税額	0 円		0 円
⑩ 個人住民税額	0 円		0 円
⑪ 控除額	0 円		0 円
		⑫ 差引支払額	250,290 円

平成30年2月定期支給期については、支払額の端数調整を行うため、下記の金額となる予定です。ただし、お勤めされている方についてはこの限りではありません。

平成30年2月定期支給期(平成30年2月15日)にお支払いする(予定)金額	250,293 円 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">⑬</span>
---------------------------------------	---

※ 金額につきましては、現時点での情報をもとに計算をしておりますので、今後、変更になる場合があります。変更になりましたら、改めて「年金支払通知書」をお送りします。

お問い合わせの際は、基礎年金番号もしくは以下の年金証書記号番号をお知らせください。

A-10-00-123456-7 ⑭

## 1. 「年金額改定通知書」の各欄の見方は、次のとおりです。

### ① 年金の種別

決定を受けている全ての年金の種別を記載しています。

### ② 年金額

平成29年4月からの年金額を記載しています。

### ③ 年金支給額

実際に支給される年金額を記載しています。

### ④ 備考

年金額の一部(または全部)が支給停止されている場合は、その理由を記載しています。



## 2. 「年金支払通知書」の各欄の見方は、次のとおりです。

### ⑤ 支払額

「課税の対象となる年金」・「非課税の年金」のそれぞれ2か月分(定期支給期分)の金額を記載しています。

### ⑥ 介護保険料

年金から介護保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。

### ⑦ 国保・後期高齢者保険料

年金から国保・後期高齢者保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。

### ⑧ 退職一時金返還額

年金から退職一時金返還額が控除される方は、その金額を記載しています。

### ⑨ 所得税額および復興特別所得税額

年金から所得税および復興特別所得税が徴収される方は、その金額を記載しています。

### ⑩ 個人住民税額

年金から個人住民税が徴収される方は、その金額を記載しています。

### ⑪ 控除額

過払金額等を記載しています(マイナスの場合は未済金額)。

### ⑫ 差引支払額

⑤支払額から上記⑥から⑪までを差し引いた金額を記載しています。

(注)⑥～⑪の金額については、該当する方のみ表示されます。

### ⑬ お支払いする(予定)金額

毎年2月定期支給期で端数調整を行うため、端数が生じる場合は、端数調整後の金額を記載しています(端数調整が生じない方については、この欄の記載はありません)。

### ⑭ 年金証書記号番号

2つ以上の年金証書記号番号を有する方については、最も支払額の多い年金証書記号番号を記載しています。



# こんなときには届出を



下記の事由に該当したときには、連合会年金部へ届出が必要です。

届出が必要な事由および対象となる年金
1. 年金を受けている方が氏名を変更したとき
2. 年金の受取口座を変更するとき
3. 年金を受けている方が行方不明になったとき
4. 国家公務員または地方公務員として再就職したとき（老齢・退職）
5. 国会議員または地方議会の議員になったときや議員を辞めたとき（老齢・退職）
6. ハローワークで求職の申込みをしたとき（老齢・退職）
7. 雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき（老齢・退職）
8. 加給対象配偶者が年金を受けることとなったとき（老齢・退職・障害）
9. 加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が亡くなったとき等（老齢・退職・障害）
10. 遺族給付を受けている方が婚姻等をしたとき（遺族）
11. 書類の送付先として住民票上の住所とは異なる住所を希望するとき
12. 年金を受けている方が亡くなったとき （日本年金機構や他の共済組合から年金を受けているときはそれぞれに連絡をしてください）

※平成27年10月の被用者年金一元化後の厚生年金に関する届出は、ワンストップサービスとして最寄りの年金事務所または各共済組合等のどの窓口でも受付します。（ただし上記4.を除きます）

詳しくはKKRホームページをご覧ください。

届出の用紙が必要な方は、お手数ですが連合会年金部へご依頼ください。

◎KKRホームページの「各種届出用紙のダウンロード」からも印刷することができます。

<http://www.kkr.or.jp/nenkin/dl/index.html>

ホーム

▶ 厚生年金・退職等年金給付

▶ 届書ダウンロード



年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

## 原稿・表紙写真の募集

### <「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私がかがけていること」などをテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

### <表紙「写真」の募集>

平成29年10月号と平成30年1月号の本誌の表紙写真を募集します。10月号、1月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。写真は、Lまたは2Lサイズのプリント（横写真）で、撮影日時および場所、タイトル、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、10月号の応募の締切は6月30日、1月号の応募の締切は8月31日です。

# 全国年金相談会のご案内



平成29年度の年金相談会は4月から全国各地で開催しており、7月以降も下記の会場で開催します。

## 「年金相談会」は、事前のご予約が必要です。

ご予約は開催日の1週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

予約受付専用電話

**03-3265-9708**

受付時間 9時30分～17時30分  
(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

## 開催日程（7月以降）

※6月までの開催は前号（本紙 No.118）またはKKRホームページにてご確認ください。

●北海道地区		
北海道（札幌市）	10月13日（金）	KKRホテル札幌
●東北地区		
青森県（青森市）	7月13日（木）	アップルパレス青森
岩手県（盛岡市）	7月14日（金）	エスポワールいわて
山形県（山形市）	7月26日（水）	ホテルメトロポリタン山形
福島県（福島市）	7月27日（木）	ザ・セレクトン福島
秋田県（秋田市）	9月 1日（金）	ルポールみずほ
宮城県（仙台市）	10月27日（金）	仙台ガーデンパレス
●関東・甲信越地区		
栃木県（宇都宮市）	7月28日（金）	ニューみくら
山梨県（甲府市）	9月15日（金）	KKR甲府ニュー芙蓉
新潟県（新潟市）	9月21日（木）	新潟第一ホテル
群馬県（高崎市）	9月22日（金）	高崎アーバンホテル
長野県（長野市）	9月29日（金）	ホテル信濃路
神奈川県（横浜市）	2月 2日（金）	KKRポートヒル横浜
千葉県（千葉市）	3月16日（金）	ホテルプラザ菜の花
●東海・北陸地区		
三重県（津市）	9月 7日（木）	プラザ洞津
岐阜県（岐阜市）	9月 8日（金）	ホテルグランヴェール岐山
福井県（福井市）	9月27日（水）	ユアーズホテルフクイ
富山県（富山市）	9月28日（木）	パレプラン高志会館
石川県（金沢市）	10月13日（金）	KKRホテル金沢
愛知県（名古屋市）	11月 9日（木）	KKRホテル名古屋
静岡県（静岡市）	12月15日（金）	ホテルアソシア静岡
●近畿地区		
大阪府（大阪市）	9月29日（金）	KKRホテル大阪
京都府（京都市）	11月 2日（木）	KKR京都くに荘
奈良県（奈良市）	12月21日（木）	ホテルリガール春日野

●近畿地区		
滋賀県（大津市）	12月22日（金）	KKRホテルびわこ
兵庫県（神戸市）	1月26日（金）	ホテル北野プラザ六甲荘
和歌山県（和歌山市）	2月22日（木）	ホテルアパローム紀の国
大阪府（大阪市）	2月23日（金）	KKRホテル大阪
●中国地区		
広島県（広島市）	10月26日（木）	KKRホテル広島
島根県（松江市）	11月30日（木）	サンラポーむらくも
鳥取県（鳥取市）	12月 1日（金）	白兔会館
山口県（山口市）	12月 7日（木）	KKR山口あさくら
広島県（広島市）	12月 8日（金）	KKRホテル広島
岡山県（岡山市）	1月25日（木）	サン・ビーチOKAYAMA
●四国地区		
高知県（高知市）	8月 4日（金）	高知共済会館COMMUNITY SQUARE
香川県（高松市）	11月17日（金）	ルポール讃岐
愛媛県（松山市）	2月16日（金）	KKR道後ゆづき
香川県（高松市）	3月 1日（木）	ルポール讃岐
徳島県（徳島市）	3月 2日（金）	ホテル千秋閣
●九州地区		
熊本県（熊本市）	10月 6日（金）	KKRホテル熊本
福岡県（福岡市）	10月20日（金）	KKRホテル博多
大分県（大分市）	11月22日（水）	大分オアシスタワーホテル
宮崎県（宮崎市）	1月12日（金）	ひまわり荘
長崎県（長崎市）	1月18日（木）	ホテルセントヒル長崎
佐賀県（佐賀市）	1月19日（金）	ホテルニューオータニ佐賀
鹿児島県（鹿児島市）	2月 7日（水）	ホテルウェルビューかごしま
熊本県（熊本市）	2月 8日（木）	KKRホテル熊本
福岡県（福岡市）	2月 9日（金）	KKRホテル博多
●沖縄地区		
沖縄県（那覇市）	11月 9日（木）	沖縄県青年会館

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りします。

※開催会場については、都合により変更となることもあります。

## ●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
- (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
- (5) 相談内容

をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082  
東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎  
国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室 予約受付係

## ◆年金相談室では相談窓口を常設しています

連合会本部に年金相談室を常設し、年金に関するご相談等に応じています。

### ■年金相談室

東京都千代田区九段南  
1-1-10 九段合同庁舎 2階  
(相談受付：9:00～17:30)

土日祝日・年末年始休  
※予約は不要です



夫婦箸

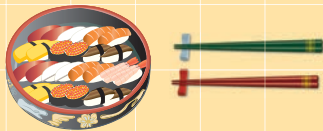
ささいなお世話をしたその礼にと、知人から輪島塗と印刷のある包みをいただいた。包みを解くと、桐箱に夫婦揃とあり、蒔絵の入った漆の塗り箸が夫婦揃で入っていて、漆独特の柔らかな光を放っている。

世界の食器の中でも、日本の漆食器ほど美しいものは少ないと思う。来邦外国人が、高価でも漆器を買うのがうなずける。日本の漆技術は、古来築かれた秀でたもので、高級美術品が多く産出され、正倉院や法隆寺の宝物とされている。

私の手元にある箸も、美しく高貴で、質素な我が家の食卓で使うのはもったいない。水屋の上棚へ仕舞うことを考えたのだが、やはりこれが如何に美しくとも箸であり、飾り物ではなく、実用にごそ値打ちがある。知人からも、夫婦揃っているからとの心遣いからいただいた物である。

こう考えを変えて使うことにしよう。揃い物は、「揃い」を同時に使うから揃い物なのであり、夫婦のどちらかが欠ければ、この美しい箸も使う気になれないだろうと思う。

ささいなことを種に、けんかを仕事としながらも揃っている今しか使えない箸である。だが、この箸ではインスタントラーメンや豚まんは食べられぬ。せめて上寿司に鯛の吸い物くらいなら釣り合うかなと、箸をまえに食の空想を楽しんでいる。



兵庫県 松阪 昭さん (89歳)

私が心がけていること

平成13年9月、私の誕生日にアメリカ同時多発事件が発生した。第2の人生をスタートしたのは15年前である。過去4か所の病院勤務を経験して、日本橋の会社に8年間勤め、現在は高等予備校で活躍している。

私の座右の銘は、「相手の立場を理解して思いやりの心を持つこと」。身内、友達、職場での上下関係など、人間関係の大切な絆を結ぶ思いやる心は、今も変わらない。

5年前に妻が突然、「頸椎後縦靭帯骨化症」という難病になり、昨年は、「腰椎椎管狭窄症」の手術を受けて、様々な治療を試みたが改善されず、身体のシビレと痛みに伴い、下肢の障害と睡眠不足のため毎週通院している。今年車イスを購入、歩行困難な場合や体調不良の場合はサポートを欠かせない。家事一切は主夫業を熟し、二束の草鞋で奮闘しているが、心はポジティブだ。特に料理の腕は、パンコンレシピのお陰で腕を上げた。

若い頃は清酒やウイスキーを1本飲む程の酒豪だったが、現在は週末のみ焼酎水割り3杯で健康管理を心がけている。そして、好きな車の運転も通院や買い物以外控えるようになった。

30代から長年幹事を務め、職場での懇親会、県人会、同期会、故郷での同窓会、学生や教授を自宅に招いて卒業パーティーなどを実施してきた。更に、古希を迎えての同窓会も計画中だ。毎年、関東地区での「ふるさと交流会」にも積極的に参加している。

人間関係の絆は、飲みにケーションが大切と心得、人と酒と妻をこよなく愛する変人である。

神奈川県 猿田 利英さん (69歳)

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

〈平成29年6月5日から〉

「KKR 年金相談ダイヤル」 〔年金に関する各種ご相談  
お問い合わせ専用〕

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570 におかけにできない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8155 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分

○土日祝日、年末年始はご利用できません。

○おかけ間違いのないようお願いします。

◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

◆なお、平成29年6月2日までは従前の電話番号におかけください。